

## 木の文化を具体化する推進委員会設置要綱

平成22年7月20日制定

平成23年8月15日改正

### (設置)

第1条 京の木の文化という視点から、山づくり・まちづくりを進める計画を具体的に検討・推進するため、木の文化を具体化する推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、林業関係団体の長、市民活動団体、木材取扱業及び建築関係者等から、市長が選任する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、選任された日から翌年3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

### (活動)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 委員会と別に設置する検討委員会で作成された具体的検討案について検討すること。

(2) 市長から、京の森林づくり、地域林業及び森林・林業関連業界の活性化に係る諮問があったとき、答申案を検討すること。

(3) 市民への普及啓発等その他必要と思われる活動

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、産業観光局農林振興室林業振興課に事務局を置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

### (経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は市長が招集する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。